

庵谷地区県営林整備事業に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、県営林整備事業（以下「本事業」という。）について、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、本協定を履行しなければならない。

（協定の内容）

第2条 負担金額等は次のとおりとする。

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 協 定 期 間   | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで |
| 負 担 金     | 金 以内                 |
| 協 定 保 証 金 |                      |

- 2 乙は、庵谷地区の甲が所有する森林若しくは地上権を有する森林（以下「協定森林」という。）において別紙「庵谷地区県営林整備事業実施計画書」（以下「事業実施計画書」という。）に基づき、前項に掲げる協定期間内に本事業を完了し、協定の成果物を甲に引き渡すものとし、甲は、本事業の実施の対価として乙に負担金を支払うものとする。
- 3 甲は、前項の地区において、乙が事業実施計画書に基づいて行う森林施業を承認する。

（用語の定義）

第3条 本協定で用いる用語の定義等は、別紙1のとおりとする。

（協定の保証）

- 第4条 乙は、この協定の締結と同時に、第2条に定める協定保証金を甲に納付しなければならない。
- 2 前項の協定保証金は、乙が本協定に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
- 3 甲は、乙が年度協定に定める義務を履行したときは、乙の請求により、遅滞なく協定保証金を乙に還付するものとする。
- 4 協定保証金には、利息を付さないものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、甲が高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条各号のいずれかの規定に該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

## 第2章 本事業の範囲と実施条件

### (事業の範囲)

第5条 本事業の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 協定森林における市町村森林整備計画書に沿った森林経営計画書の作成及び立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること。
  - (2) 協定森林における特定間伐等促進計画に沿った間伐施業を実施すること。
  - (3) 協定森林を森林経営計画及び作業路網その他の施設の整備計画に基づき、整備すること。
  - (4) 協定森林においては、上記計画のほか、森林施業及び作業路網その他の施設の実施に必要な計画を作成し関係機関の承認を受け実施すること。
  - (5) 協定森林の現状把握を随時行うとともに、甲以外の者が所有する森林との境界の巡視を行うこと。
  - (6) 第1号又は第2号において伐採した木竹のうち販売価格が搬出経費を上回ると見込まれるものは造材し、市場まで搬出すること。
- 2 乙は、前項第5号において異常を発見し必要な処置を行ったときは、速やかに甲に報告するものとする。

### (森林への立入及び施設の利用)

第6条 乙は、第7条に定める事業の実施のため必要があるときは、協定森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は協定森林の土地及び協定森林内に設置された作業路その他の施設を使用することができる。

## 第3章 本事業の実施

### (事業の実施)

第7条 乙は、本協定、募集要領、法令、事業実施計画書及び別紙「高知県森林作業道作設指針」、「高知県造林事業実施基準」(以下「基準」という。)並びにこれらに基づく甲の指示又は通知に従って、本事業を実施履行しなければならない。

### (基準等に関する通知義務)

第8条 乙は、基準又は前条に定める甲の指示若しくは通知によることができないとき、又は基準等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

### (事情変更)

第9条 甲及び乙は、本協定の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由により本協定に定める条件が不適当となったときは、協議してこれを変更することができる。

### (再委託等の禁止)

第10条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）ことができる。この場合においては、乙は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性その他甲が必要と認める事項を記載した書面を甲に提出して承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 3 前項の規定により業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の義務の履行その他の行為の全てについて責任を負うものとする。

（緊急時の対応）

- 第11条 本協定期間中、本事業の実施に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

（秘密の保持）

- 第12条 乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、この協定が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

（個人情報等の保護）

- 第12条の2 乙は、この協定による業務を処理するために個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合、その取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 第4章 本事業実施に係る甲の確認・検査事項

（事業実施計画書等）

- 第13条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに「庵谷地区県営林整備事業年度別実施計画書」（以下「年度別実施計画書」という。）を提出し、甲の確認を得なければならない。
- 2 乙は、前項の年度別実施計画書に明示する森林施業の実施箇所において、面積及び延長の事業量の30パーセントを超える増減がある場合は、その内容及び理由を明示して甲の確認を得なければならない。
- 3 乙は、年度別実施計画書に明示する森林施業の一部をやむを得ず取り止める場合及び同計画書に明示されていない森林施業について新規に実施するときは、その内容及び理由を明示して甲の承認を得なければならない。
- 4 甲は、必要がある場合には、事業の内容を変更し、事業を一時中止することができる。この場合において、負担金又は協定期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 5 乙は、事業実施計画書に明示する森林施業の実施箇所において、面積及び延長の事業量の30パーセントを超える増減がある場合は、その内容及び理由を明示して甲の承認を得るものとする。
- 6 乙は、事業実施計画書に明示する森林施業の一部をやむを得ず取り止める場合及び同計画書に明示されていない森林施業について新規に実施するときは、その内容及び理由

を明示して甲の承認を得るものとする。

(事業完了報告書)

第14条 乙は、各年度事業終了後、本事業に関し、甲が指定する期日までに事業完了報告書を提出しなければならない。

2 乙は、第26条から第28条までの規定に基づいて年度途中において本協定が解除された場合には、解除された日から15日以内に当該年度の当該日までの間の事業完了報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、事業完了報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して書面による報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(検査及び引渡し)

第15条 甲は、事業完了報告書を受領した日から10日以内に基準に定める内容に基づき事業の完了を確認し、成果物について検査を行い、当該検査に合格すると認めたときは、乙に通知するものとする。

2 前項の検査とは、所管の林業事務所の行う造林事業補助金竣工検査とする。ただし、甲が必要と認めた場合、他の方法による検査を実施できるものとする。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、直ちに補正して甲の再検査を受けなければならない。この場合において、乙は、負担金の増額を請求することはできない。

4 成果物の引渡しは、第1項の規定による検査又は再検査に合格したときに行われたものとする。

(甲による事業の実施状況の確認)

第16条 甲は、前条における検査のほか、必要があると認められるときは何時でも乙に対し事業の実施状況、雇用状況及び経営状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2 乙は、前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(甲による事業の改善勧告)

第17条 前条による確認の結果、乙による本事業実施が本協定等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して事業の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかに応じなければならない。

(検査等に関する協力)

第18条 乙は、第15条に示す検査のほか、国の職員による協定森林等の立入検査が実施される場合は、甲に協力しなければならない。

## 第5章 負担金

(負担金の確定及び支払)

第19条 甲は、本事業実施の対価として、乙に対して負担金を支払う。ただし、乙が本事業実施について交付を受ける補助金分は、この負担金に含まない。

- 2 本事業に要した経費は、第14条第1項の事業完了報告書により確認し、当該経費が適正な支出額と認めたときは負担金の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 3 前項の負担金の確定額は、本事業に要した経費にかかる適正な支出額から造林事業補助金の交付額を差し引いた金額と第42条第1項に規定する負担金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）のいずれか低い額とする。
- 4 乙は、第15条の検査に合格し、前項の規定により負担金額が確定したときは、甲に対し各年度の負担金の支払を請求することができる。
- 5 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（負担金額の変更方法等）

- 第20条 第13条の規定による変更が発生した場合、甲乙協議して適切な時期に負担金額の変更を行う。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。また、協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。
  - 3 変更内容、変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（概算払）

- 第21条 第19条の規定にかかわらず、本事業を行うため甲が必要であると認めるときは、乙は、年度ごとに負担金の概算払を請求することができる。概算払の請求額は、各年度の支払限度額の10分の3以内の額とする。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から15日以内に支払わなければならない。

（部分引渡し）

- 第21条の2 成果物について、四半期ごとの造林事業補助金に係る竣工検査等に合格し先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の事業が完了したときには、第14条中「各年度事業終了後」とあるのは「指定部分に係る事業終了後」と、第15条中「事業」とあるのは「指定部分に係る事業」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、第19条中「負担金」とあるのは「部分引渡しに係る負担金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第14条中「各年度事業終了後」とあるのは「引渡し部分に係る事業終了後」と、第15条中「事業」とあるのは「引渡し部分に係る事業」と、「成果物」とあるのは「引渡し部分に係る成果物」と、第19条中「負担金」とあるのは「部分引渡しに係る負担金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
  - 3 前条の規定による概算払がある場合は、当該概算払を前2項の規定により準用される第19条第4項の規定により請求することができる部分引渡しに係る負担金から控除するものとする。

## 第6章 損害賠償及び不可抗力

### (損害賠償)

第22条 乙は、本事業の遂行にあたり、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が負担すべき損害について第三者に対して乙に代わって賠償した場合は、乙に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。
- 3 本協定に関して乙の責に帰することができない事由によって甲に不利益等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、協力して解決にあたらねばならない。
- 4 乙が本事業の実施その他本協定により属された権限に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命ぜられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還額を負担するものとする。
- 5 甲は、第26条又は第26条の3の規定によりこの協定を解除したときにおいて、第26条第2項に定める（第26条の3第2項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 6 第1項、第4項及び第5項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に損害金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。

### (災害等による事業の不実施)

第23条 次の各号に掲げる場合において、本事業を実施する予定の協定森林について当該事業を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該事業の一部又は全部を実施しないことができるものとする。

- (1) 災害その他の原因により協定森林の全部又は一部が損壊したとき。
  - (2) 路網の損壊等により協定森林への到達が困難となったとき。
  - (3) 協定森林の土地が公用又は公共用事業の用に供されるとき。
- 2 前項の規定により本事業が実施されないこととなった場合、それまで事業の一部が実施されていたときは、その実施に要した費用は甲が負担するものとする。

### (履行遅滞の場合における損害金等)

第24条 乙の責めに帰すべき事由により本協定期間内に事業を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求するものとする。ただし、損害金の額が100円に満たないときは、この限りでない。

- 2 前項の損害金の額は、負担金から出来高部分に相応する負担金相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第19条第5項に規定する負担金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。

### (協定不適合責任)

- 第25条 甲は、仕様書等に定める内容若しくは成果物の種類、品質又は数量に関して協定の内容に適合しない状態（以下この条において「協定不適合」という。）があるときは、乙に対してその協定不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて負担金の減額を請求（以下この条において「負担金減額請求」という。）することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに負担金減額請求をすることができる。
- （1） 履行の追完が不能であるとき。
  - （2） 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - （3） 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ協定をした目的を達成することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - （4） 前各号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 追完請求又は負担金減額請求は、協定不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、第22条の規定による損害賠償の請求並びに第26条、第26条の2、第26条の3及び第26条の4の規定による解除権の行使を妨げない。
- 6 甲が協定不適合（数量に関する協定不適合を除く。）を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項までに規定する追完請求、負担金減額請求、損害賠償の請求及び協定の解除をすることができない。ただし、乙が甲による検査に合格したときその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

## 第7章 本協定期間満了以前の協定の解除

### （甲の解除権）

- 第26条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員いずれかのみが該当する場合を含む。）は、催告することなく直ちに本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- （1） 正当な理由なく、事業に着手すべき期日を過ぎても事業に着手しないとき。
  - （2） その責に帰すべき事由により、本協定期間内に事業が完了しないと明らかに認められるとき。
  - （3） 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
  - （4） 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。
  - （5） 自ら振り出し、若しくは引き受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
  - （6） 本協定に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、本協定に違反し、その違反により本協定の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により本協定が解除された場合においては、乙は、当該年度負担金の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員（過去に構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 第2項の場合において、乙が第4条の規定による協定保証金を納付しているときは、甲は、これを違約金に充当することができる。

(事業量の増減による解除)

- 第26条の2 甲は、前条の規定のほか、第13条第3項に定める事業量の増減により、本協定の目的を達成することが困難と判断した場合は、本協定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除の原因が乙（乙が共同企業体である場合は、その構成員いずれかの者も含む。）の責に帰すべき事由によるときは、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(暴力団排除措置による解除)

- 第26条の3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
- イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与し

ていると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(8) 役員等が、県との協定に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 第 35 条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

2 第 26 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定によりこの協定が解除された場合に準用する。

(談合等の不正行為があった場合の解除)

第 26 条の 4 甲は、乙がこの協定に関して、次の各号のいずれかに該当するとき（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。）は、本協定を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人をも含む。）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。

(4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第 30 条第 1 項第 1 号において同じ。）において、この協定に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この協定が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの協定を特定できる場合に限る。）。

2 第 26 条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

(甲によるその他の解除)

第 27 条 甲は、本事業が完了するまでの期間は、第 26 条第 1 項、第 26 条の 2 第 1 項、第 26 条の 3 第 1 項及び前条第 1 項の規定による場合を除くほか、必要があるときは、本協定を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により本協定を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第 28 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

(1) 第 13 条の規定により事業内容を変更したため負担金が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 13 条の規定による事業の中止期間が本協定期間の 10 分の 5 (本協定期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月) を超えたとき。ただし、中止が事業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の事業が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が本協定に違反し、その違反によって本協定の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(協定解除後の負担金払)

第 29 条 甲は、本協定が解除された場合において、乙が既に完了している事業のうち、甲の検査に合格し、かつその引渡しを受ける必要があると認めた部分 (以下この項において「出来高部分」という。) があるときは、引渡しを受けるものとし、当該出来高部分に相応する負担金 (以下この条及び第 32 条において「出来高負担金」という。) を支払うものとする。ただし、第 32 条第 1 項の規定に基づいて乙が甲に返還すべき第 21 条の規定に基づく概算払額及び第 32 条第 1 項の規定に基づいて乙が甲に支払う利息 (以下この条及び第 32 条において「概算払額等」という。) の合計額が、甲が乙に支払うべき出来高負担金の額を下回る場合には、甲は、当該乙から返還又は支払を受けるべき概算払額等の額に相当する額を控除して出来高負担金を支払うものとする。

2 第 32 条第 1 項の規定に基づき乙が返還又は支払をすべき概算払額等の合計額が、前項本文の規定に基づき甲が乙に支払うべき出来高負担金の額を上回る場合には、甲は乙に対して出来高負担金を支払うことを要しない。この場合において、乙は、当該甲から支払を受けられなかった出来高負担金の額の限度において、第 32 条第 1 項に定める概算払額等の返還及び支払義務を免れるものとする。

(談合等の不正行為があった場合の賠償額の予定)

第 30 条 乙は、第 26 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当するとき (乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。) は、甲が協定を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、負担金の支払総額 (協定期間中にあるのは、支払実績額及び残存期間における支払推計額) の 10 分の 1 に相当する額 (当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額) を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知 (地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 231 条に規定する納入の通知をいう。次条第 1 項において同じ。) を発する日の属する月の翌月の末日 (当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) 第 3 条に規定する休日又は 12 月 31 日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。

次条第1項において同じ。)までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第26条の4第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合
  - (2) 第26条の4第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの協定における負担金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の遅延利息を付した額を請求することができる。
  - 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員(過去に構成員であった者も含む。)は、連帯して甲に賠償金並びに損害金及び遅延利息(次項において「賠償金等」という。)を支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。
  - 4 前3項の場合において、乙が第4条の規定による協定保証金を納付しているときは、甲は、これを賠償金等に充当することができる。
  - 5 前各項の規定は、事業が完了した後においても適用する。

(談合等の不正行為があった場合の違約罰としての違約金)

第30条の2 乙は、第26条の4第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するとき(乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかのみが該当する場合を含む。)は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、負担金の支払総額(協定期間中にある場合は、支払実績額及び残存期間における支払推計額)の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。)とする。ただし、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号(複数該当する場合はそれぞれの号)に定める額を違約金額から減額した額とする。
  - (1) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、第26条の4第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する構成員(以下この条において「違約罰対象構成員」という。)以外の構成員がある場合 違約金額に違約罰対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合(第3号において「出資割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)
  - (2) 乙(乙が共同企業体である場合を除く。)がこの協定に関し独占禁止法第7条の4第2項若しくは第3項又は第7条の5第3項の規定による課徴金の減額(以下この項において「課徴金の減額」という。)を受けた事業者(公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。)である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)
  - (3) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、この協定に関し課徴金の減額を受け

た事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員（過去に違約罰対象構成員であった者も含む。）は、連帯して甲に違約罰としての違約金を支払わなければならない。乙が既に解散しているときも、同様とする。
- 4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第26条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないときは、甲は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、甲が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、甲に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。
- 5 前各項の規定は、事業が完了した後においても適用する。

#### （乙の文書提出義務）

- 第30条の3 乙（乙が法人である場合は、その役員及びその使用人もこれに含むものとし、乙が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人もこれに含むものとする。）は、この協定に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書（この協定書の規定により甲から発せられた文書を除く。）の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、事業が完了した後においても適用する。
  - 3 前2項の規定は、履行期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

#### （損害金等の徴収）

- 第31条 乙がこの協定に基づく損害金、違約金、延滞違約金、賠償金又は違約罰としての違約金（以下この項において「損害金等」という。）を甲の指定する期間（第30条に規定する賠償金にあっては同条第1項に、第30条の2に規定する違約罰としての違約金にあっては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。）内に支払わないときは、乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して当該遅延した損害金等を甲に支払った日までの日数に応じて年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。）の遅延利息を甲に納付しなければならない。この場合において、甲が乙に支払うべき負担金があるときは、甲は、当該負担金と、未払いとなっている損害金等と遅延利息の合計額とを対当額で相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

#### （協定解除後の概算払額等の返還等）

- 第32条 第21条の規定による概算払が行われている場合において、本協定が解除された場合、乙は、受領した概算払額を甲に返還しなければならない。この場合において、解除が第26条、第26条の3又は第26条の4の規定によるものである場合には、受領した概算払額に、これを受領した日から返還した日までの日数に応じて、年3パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

の利息を付して返還しなければならない。ただし、計算した利息の金額が、100 円に満たないときは、この限りでない。

- 2 甲が第 29 条第 1 項ただし書の規定に基づき乙から返還又は支払を受けるべき概算払額等を控除して出来高負担金を支払った場合、乙は、前項の規定にかかわらず、第 29 条第 1 項ただし書の規定により甲から支払を受けられなかった出来高負担金の額の限度において、前項に定める概算払額等の返還及び支払義務を免れるものとする。

## 第 8 章 その他

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第33条 乙は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

- 第 34 条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(暴力団等からの不当介入に対する通報及び報告の義務)

- 第 35 条 乙は、本協定に係る事業の遂行に当たって、暴力団等（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。第 26 条の 3 第 1 項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所管の警察署に届け出なければならない。

(グリーン購入等)

- 第36条 乙は、本事業の実施において物品等を調達する場合は、甲の定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(事業に従事する者に対する措置請求)

- 第37条 甲は、本事業に従事する者が事業の実施につき著しく不適當であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(経理)

- 第38条 乙は、本事業を他の事業と区分して経理し、収支に関する帳簿を整理し、事業終了の翌年度から起算して5カ年間保管するものとする。

(乙の請求による協定期間の延長)

- 第 39 条 乙は、その責めに帰することができない事由により本協定期間内に本事業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に協定期間の延長変更を請求することができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(甲の請求による協定期間の短縮)

第40条 甲は、特別の理由により本協定期間を短縮する必要があるときは、協定期間の短縮変更を乙に請求することができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(請求、通知等の様式等)

第41条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(債務負担行為に係る協定の特則)

第42条 各会計年度における負担金の支払いの支払限度額は、次のとおりとする。

|    |    |   |
|----|----|---|
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の事業費の出来高予定額は、次のとおりとする。

|    |    |   |
|----|----|---|
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(労務災害)

第43条 本事業における、労務者に関する事故、損害等の一切の責任は乙が負うものとする。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第44条 第24条第2項及び第3項、第30条第2項、第31条並びに第32条第1項の規定による損害金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(協定の費用)

第45条 本協定に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定等)

第46条 本協定に関し疑義のあるとき、又は本協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第47条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の証として本書2通を作成し、両者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、両者が電子署名を行うものとする。

令和 年 月 日

甲 高 知 県  
契約担当者 高知県知事 濱田 省司

乙 住所  
氏名

## 事業実施区域内訳書

| 郡市区 | 大字 | 字           | 地番     | 地目  | 台帳面積<br>(㎡) | 実測面積<br>(ha) |
|-----|----|-------------|--------|-----|-------------|--------------|
| 大豊町 | 庵谷 | ツカノ尾        | 2770-1 | 保安林 | 396,910     | 10.83        |
| 大豊町 | 庵谷 | ツカノ尾        | 2770-3 | 保安林 | 14,332      | 29.61        |
| 大豊町 | 庵谷 | ツカノ尾        | 2770-5 | 保安林 | 5,185       |              |
| 大豊町 | 庵谷 | ツカノ尾        | 2770-9 | 保安林 | 111         |              |
| 大豊町 | 庵谷 | 大サマ砥<br>石谷山 | 2771-1 | 保安林 | 111,521     | 11.49        |
| 合 計 |    |             |        |     | 528,059     | 51.93        |

## 別紙 1 用語の定義等

(1)「法令」(第1条関係外)とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て公布された行政機関の規定をいう。

(2)「事業実施計画書」(第2条関係外)及び「年度別実施計画書」(第13条関係外)とは、候補者選定後に甲と乙とで協議のうえ作成した計画書をいう。事業が進む中で変更が発生した場合は、その度毎の最も新しい変更計画書をいう。

(3)「募集要領」(第7条関係)とは、「令和8年度県営林整備事業(森林整備タイプ)プロポーザル募集要領」のことをいう。

(4)「甲が指定する期日」(第13条関係)とは、毎年10月から12月頃にかけての甲の次年度予算作成月をいう。

(5)「甲の承認」(第13条第3項・第5項関係)とは、起工測量での実測による差などによる変更であれば、履行期限の1月前程度に変更行為を行うことが通常であるが、事業量の30%の増減や施業工種の追加・削除については重要な変更として扱うことを意味する。

(6)「検査のほか」(第18条関係)とは、地方自治法で定められている定期監査や会計検査院が行う検査をいう(「高知県監査委員監査基準」、自治法第98条、憲法第90条など)。

(7)「補助金」(第19条関係外)とは、国や地方公共団体の実施している森林施業にかかる補助金等のすべてをさす。

(8)「負担金」(全般)とは、甲が乙に対して支払う本事業の実施に関する対価のことをいう。なお、事業実施について交付を受ける補助金分は、この負担金に含まれない。

## 別記

### 個人情報等取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報、行政機関等匿名加工情報等又は個人番号及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (責任者等の報告)

- 第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を取り扱う責任者（以下「業務責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。業務責任者及び業務従事者を変更する場合も同様とする。
- 2 業務責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう、業務従事者を監督しなければならない。
- 3 業務従事者は、業務責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (作業場所等の特定)

- 第4 乙は、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ甲に届け出なければならない。
- 2 乙は、作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に届け出なければならない。
- 3 乙は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的安全管理措置を講ずるものとする。
- 4 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

#### (従事者に対する教育)

第5 乙は、業務従事者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

#### (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託（以下「再委託」という。）する場合（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合又は二

以上の段階にわたる委託である場合を含む。以下同じ。)は、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
  - (2) 再委託の期間
  - (3) 再委託の相手方
  - (4) 再委託が必要である理由
  - (5) 再委託で取り扱う個人情報等
  - (6) 再委託の相手方に求める個人情報等保護措置の内容
  - (7) 前号の個人情報等保護措置の内容を遵守し、個人情報等を適切に取り扱うという再委託の相手方の誓約
  - (8) 再委託の相手方の監督方法
  - (9) その他甲が必要があると認める事項
- 2 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託の相手方における次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
- (1) 再委託先
  - (2) 再委託をする業務の内容
  - (3) 再委託の期間
  - (4) 再委託先の責任体制等（業務従事者への教育方法、作業場所、保管場所及び保管方法を含む。）
  - (5) 再委託先の個人情報等の保護に関する事項の内容及び監督方法
  - (6) その他甲が必要があると認める事項
- 3 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、再委託を行った場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報等の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 5 乙は、再委託を行った場合は、その履行状況を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（収集及び保管の制限）

- 第9 乙は、この契約による業務を行うために個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報及び行政機関等匿名加工情報等を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、この契約による業務を行うために収集した特定個人情報等について、番号法第19条各号に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(提供の求めの制限)

第11 乙は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。以下同じ。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(複写、複製及び作成の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

2 乙は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(個人情報等の適正管理)

第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報等の適正な管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の秘匿性等その内容及び必要に応じて台帳等を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (2) 特定個人情報等を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の項目を当該台帳に記録すること。
- (3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等で個人情報等を保管すること。
- (4) 甲の承諾があるときを除き、特定した場所から個人情報等を持ち出さないこと。
- (5) 個人情報等を電子データで持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を行うこと。
- (6) 個人情報等を電子データで保管する場合は、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報等の正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 作業場所に、私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報等を扱う作業を行わせないこと。
- (8) 個人情報等を利用する作業を行うパソコンに、個人情報等の漏えい等につながると思われる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (9) インターネット上で提供されているデータ共有サービス等への個人情報等の登録を行ってはならない。ただし、この契約による業務の実施において、甲が必要があると認める場合はこの限りでない。なお、この場合においても、情報閲覧者のアクセス制限や暗号化処理を行うなど、漏えい等の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、個人情報等の漏えい等の防止その他個人情報等の適正な管理のため必要な措置を講じること。

(外的環境の把握)

第 14 乙は、外国（民間事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合においてはクラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国が該当する。）において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第 15 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等について、この契約の終了後又は契約を解除された後において、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報等を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報等が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(報告義務)

第 16 甲は、この契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報等の管理状況について、必要があると認めるときは、乙に報告を求めることができる。

(検査及び調査)

第 17 甲は、この契約による業務の処理に伴う個人情報及び行政機関等匿名加工情報等の取扱いについて、秘匿性等その内容やその量等に応じて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙又は再委託先に対して、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により行うものとする。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 甲は、この契約による業務の処理に伴う特定個人情報等の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認する必要があると認めるときは、乙に対して調査を行うことができる。

4 甲は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故報告)

第 18 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故に係る個人情報等の内容、件数、発生場所、発生状況等を書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

3 甲は、この契約による業務の処理に関して個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第19 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(履行義務違反に伴う指名停止措置)

第20 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合は、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）の定めるところにより、指名停止の措置を行うことができる。再委託先が特記事項に定める義務を履行しない場合も同様に、甲は乙又は再委託先に対し指名停止の措置を行うことができる。

(損害賠償)

第21 乙は、特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が被害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。

# 高知県森林作業道作設指針

## 第1 趣旨

### 1 指針の目的

本指針は、森林作業道を作設する上で考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。ただし、森林作業道の作設に当たり重要な因子となる地形、地質、土質、気象条件等は地域ごとに異なることから、森林作業道は地域ごとの条件を踏まえたきめ細やかな配慮の下に構築されるべきである。このため、本指針は、森林作業道の作設技術者が地域の条件に適合した森林作業道を作設していくための基礎となる情報として定めるものとする。

本指針の内容については、作設技術者、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の森林作業道の作設に関わる関係者が熟知すべきものである。

### 2 森林作業道

森林作業道とは、間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道である。森林作業道は目標とする森林づくりのための基盤であるため、対象区域で行う森林施業を見据え、安全な箇所に、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫に作設する必要がある。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林、保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

このほか、基本的な考え方は以下のとおりである。なお、各事項の詳細については第2以降に記載する。

- (1) 路体については、堅固に締め固めた土構造によることを基本とする。
- (2) 線形については、土工量の抑制及び分散排水により路面侵食や土砂の流出等を防止するため地形に沿わせた屈曲線形及び波形勾配とする。なお、地形、地質、土質、気象条件、地表水の局所的な流入などの水系、地盤の深さなどの地下構造等について、資料及び現地踏査により確認し、無理のない線形とする。
- (3) 林道又は公道との接続地点及び地形を考慮した接続方法を適切に決定するものとする。
- (4) 作設箇所については、原則として 35° 未満とし、人家、施設、水源地等の保全対象が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け、迂回方法を適切に決定するものとする。

なお、以下の点に留意するものとする。

  - ① 急傾斜地の〇次谷（常時流水の無い谷）を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所を通過しなければならない場合は、通過する区間を極力短くするものとする。
  - ② 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接流れ込まないようにするものとする。
- (5) 作設箇所について、やむを得ず傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、地形、地

質、土質、気象条件、保全対象等との位置関係等の条件から適切な構造物を設置するものとする。ただし、当該構造物の設置により経済性を失う場合又は環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。

- (6) 幅員の拡大、ヘアピンカーブの設置等により、潰れ地の規模が拡大するため、森林施業の効率化だけではなく小規模森林所有者への影響にも配慮するものとする。
- (7) 路線については、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等の種類、組合せ等に適合し、森林内での作業の効率性を高めるとともに、環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置するものとする。
- (8) 造材、積込み、造林資材の荷卸、待避、駐車のためのスペース等の作業を安全かつ効率的に行うための土場等の平地や空間を適切に配置するものとする。
- (9) 希少な野生生物の生息又は生育が確認された場合は、路線計画や作設作業時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。
- (10) 間伐等の森林施業や森林作業道の作設に当たって森林法や各種法令に基づく許可や届出が必要となる場合がある。森林作業道の作設を円滑に実施するため、事業実施者は、あらかじめ県や市町村の林務担当部局等に問い合わせ、必要な手続を確認するものとする。

※森林法の許可や届出の例

- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）
- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）

## 第 2 個別の留意事項

### 1 傾斜に応じた幅員と作業システム

森林作業道については、土工量の縮減を通じて作設費用を抑制するとともに、土壌のかく乱を極力避けるため、地形に合わせた作業システムに対応する必要最小限の規格とする。ただし、林業機械等を用いた伐採、集材、造材等の作業の安全性及び作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕を付加することができる。付加する幅は、9～13 トンクラスの機械（バケット容量 0.45 m<sup>3</sup>クラス）にあっては、0.5m程度とする。

作業システムに最も影響を与えるのは林地の傾斜であることから、おおよその傾斜区分ごとに、主に想定される作業システムを現行的林業機械等のベースマシンのクラス別に示し、これに対応する森林作業道の幅員を示す。

#### (1) 傾斜別林業機械等別の幅員

##### ① 傾斜 25° 以下

比較的傾斜が緩やかであるため、切土又は盛土の移動土量を抑え、土構造を基本とする。

6～8 トンクラスの機械（バケット容量 0.2 m<sup>3</sup>～0.25 m<sup>3</sup>クラス）及び 9～13 トンクラスの機械（バケット容量 0.45 m<sup>3</sup>クラス）をベースマシンとした作業システムの場合は、幅員 3.0mとする。

② 傾斜 25° ～35°

中～急傾斜地であるため、切土又は盛土による移動土量がやや大きくなる。

ア 6～8トンクラスの機械（バケット容量 0.2 m<sup>3</sup>～0.25 m<sup>3</sup>クラス）をベースマシンとした作業システムの場合は、幅員 3.0mとする。

イ 3～4トンクラスの機械（バケット容量 0.2 m<sup>3</sup>クラス以下）をベースマシンとした作業システム及び2トン積トラックが走行する場合は、幅 2.5mとする。

③ 傾斜 35° 以上

急傾斜地であるため、丸太組等の構造物を計画しないと作設が困難である。

経済性を失う場合又は環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。

なお、森林作業道の作設を選択する場合には、3～4トンクラス（バケット容量 0.2 m<sup>3</sup>クラス以下）をベースマシンとした作業システム及び2トン積トラックの走行に限られるものと想定され、幅員 2.5mとする。

（2）幅員設定における留意事項

森林作業道の幅員については、必要最小限の規格で設定するものであることを踏まえ、走行する林業機械及びトラックの規格に応じて安全性に配慮しつつ、林地の保護等のため必要な場合には 2.0m程度の幅員設定も含め、検討するものとする。

## 2 縦断勾配

（1）縦断勾配の基本

縦断勾配については、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が木材等を積載し、安全に上り走行及び下り走行ができるとともに、波形勾配による分散排水が行えることを基本として計画する。

このため、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等の自重、木材等積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、勾配が急になるほど波形勾配を設けにくく路面侵食も起きやすくなること等を考慮して計画するものとする。

縦断勾配、地形、地質、土質、気象条件等から、路面侵食の発生、林業機械等の走行に危険が予想される場合は、コンクリート路面工等を施すとともに、周辺が水分を含むと滑りやすい粘土質の赤土等である場合又はコケ等の付着、積雪寒冷地における路面の凍結等が予想される場合は、コンクリート路面工等の表面に箒掃きによる滑止めを施すなどの工夫をするものとする。

（2）縦断勾配設定における留意事項

縦断勾配については、岩や良く締まった礫質土であるなど現地条件が良い場合にあっては概ね 10°（18%）以下とし、土地の制約等からやむを得ない場合にあっては短区間に限り概ね 14°（25%）程度とし、敷砂利等の簡易な路盤工により侵食を抑えるものとする。

他方、火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の土質、崖すい地帯など現地条件が悪い場合には、路面等の侵食、路体崩壊の発生防止及び走行の安全性を考慮して、縦断勾配を上記より緩勾配とする。

また、2トン積トラックの走行を想定する森林作業道においても、自動車は林業

機械に比べて走行速度が速いこと、制動距離が長いこと等を考慮し、走行の安全性の観点から縦断勾配を緩勾配とする。

なお、森林施業を行う区域内のみでは、路面侵食の防止措置を要する区間が長くなる、2トン積トラックの安全な走行が確保できなくなる等の場合には、縦断勾配を緩勾配とするため、当該区域に隣接する森林の所有者等との調整を行った上で經由区間を設けるよう努めるものとする。

### (3) 曲線部及び曲線部の前後の区間の縦断勾配

急勾配区間と曲線部の組合せは避けるものとし、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するなど通行の安全を確保するものとする。また、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の走行の安全を確保する観点から、S字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるものとする。

ただし、地形、地質、土質、気象条件からそのような組合せを確保できない場合は、当該箇所での減速を義務付けるなど、運転者の注意を喚起するものとする。

## 3 排水施設

森林作業道を安定した状態で維持し、継続的に利用できるようにするためには、適切に排水処理を行うことが重要である。

土構造を基本とする森林作業道では、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。ただし、これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した排水施設を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 排水施設については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。
- (2) 横断排水施設やカーブを利用して分散排水するものとする。

排水が集中するような場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、側溝等により導水するものとする。
- (3) 排水溝を設置する場合は、維持管理を考慮し、原則として開きよとする。
- (4) 小溪流の横断については、原則として洗い越し施工とし、丸太や岩石、コンクリートを用いるものとする。洗い越しについては、路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。
- (5) 洗い越しの上流部及び下流部に流速を抑えるための水溜を設けるダム工については、渦や落差による侵食を引き起こさないように留意しながら、現場の状況、施工地の降雨量及び降雨特性等を勘案の上、設置するものとする。
- (6) 丸太を利用した開きよやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。
- (7) 曲線部に雨水が流入しないよう曲線部上部入口手前で排水するものとする。

- (8) 地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。
- (9) コンクリート路面工等を設ける場合は、地山とコンクリート路面工等の境界における侵食と路面水の長い区間の流下を避けるため、横断排水施設を設置するものとする。
- (10) 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。
- (11) 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工や、植生マット等による盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

#### 4 切土・盛土

森林作業道は、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分するものとする。

##### (1) 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行うものとする。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5 m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は 6 分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は 3 分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2m 程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が 1 m でも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断するものとする。

ただし、保安林や砂防法等の指定地では、上記によらず該当法令における基準を適用する。

## (2) 盛土

- ① 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、森林作業道の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30 cm 程度の厚さとなるよう十分に締め固めて仕上げ、地山の土質に応じて以下のとおり施工するものとする。

### ア よく締まった緊結度の高い土砂の場合

施工中に建設機械のクローラ等が沈みにくい緊結度の高い土砂では、盛土部分の地山を段切りして基盤を作った上で、盛土を行うものとする。

### イ 緊結度の低い土砂の場合

施工中に建設機械のクローラ等が沈下し、ぬかるみ（泥濘化）やすい緊結度の低い土砂では、盛土部分と地山を区分せず、路体全体に盛土を行い締め固めること等により路体の安定を図るものとする。

- ② 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね 1 割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が 2 m を超える場合は、1 割 2 分より緩い勾配とする。

なお、急傾斜地では、堅固な地盤の上にのり止めとして丸太組工、ふとんかごや 2 次製品を設置すること、石積み工法等を採用すること等を行い、盛土高を抑えながら、堅固な路体を構築するものとする。

ただし、保安林や砂防法等の指定地では、上記によらず該当法令における基準を適用する。

- ③ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うこと、構造物を設置すること等を行い、路体に十分な強度を持たせるようにするものとする。
- ④ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、3 に留意して排水施設を設置するものとする。
- ⑤ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

## 5 曲線部

林業機械等が安全に走行できるよう内輪差や下り旋回時のふくらみ等に対する余裕を考慮して曲線部の拡幅を行うものとする。

## 6 構造物等

森林作業道は、土構造を基本としているが、地形、地質、土質、気象条件等の条件、幅員の制約等から、林業機械等の走行における安全の確保や路体を維持するために構造物を設置する場合は、丸太組工、ふとんかご等の簡易な構造物、コンクリート構造

物、鋼製構造物等の中から、以下を参考に必要な機能を有する工種及び工法を選定するものとする。なお、構造物については、現地条件に応じた規格又は構造の施設を設置するものとする。

- (1) 流入水や地下水の影響による軟弱地盤の箇所を通過する必要がある場合は、水抜き処理、側溝の設置等を実施するものとする。
- (2) 森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のローム等の場合は、必要な路面支持力を確保し路面侵食等を防止するため、路面に砕石を施すなどの対策を行うものとする。

火山灰土など一度掘り起こすと締固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、表土の剥ぎ取り、深層との混ぜ合わせ等の工夫を施すものとする。

- (3) 2トン積トラックなどの接地圧の高い車両が走行する場合には、路面支持力が得られるよう特に強固に締固めを行うとともに、必要に応じて荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を実施するものとする。

## 7 伐開

立木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、以下を参考に必要最小限となるよう検討するものとする。

- (1) 斜面の方向、気象条件等の考慮

- ① 路面の乾燥又は植生の繁茂を促す必要のある箇所では、伐開幅を広めにする。
- ② 植生が繁茂しやすく除草作業を頻繁に行う必要がある箇所、立木に風害、乾燥害を招くおそれがある箇所では、伐開幅を狭めにする。
- ③ 林縁木の枝から滴下する雨滴により、路面又はのり面の侵食が発生しやすい箇所は、伐開幅を広めにする。

- (2) 土質条件及び風衝の考慮

- ① 締まった土砂又は粘着性の高い土質の箇所は崩れにくいことから、切土高が低い場合には、伐開幅を狭めにする。
- ② 崖すい等の粘着性の低い土質の箇所は、切土高にかかわらず崩れやすいことから、立木が切土のり頭に残らないよう伐開幅を広めにする。
- ③ 風衝の影響を受ける箇所は、切土のり頭の立木が風で揺れることにより、土質条件にかかわらず切土のり頭部の地盤を緩める原因となりやすいことから、立木が残らないよう伐開幅を広めにする。

- (3) 運転者の視線誘導等の考慮

路線谷側に沿った立木については、路肩部分を保護し、林業機械等運転者の視線を誘導し、走行上の安心感を与える等の効果が期待できることから、林業機械等の走行の支障とならない範囲で残存するものとする。

## 第3 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲に存在する場合には作設しないものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下

しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとし、水道の取水施設などの上流部を通過する場合には、関係機関、受益者や利害関係者と協議し、濁水防止対策等について合意を得て、その承諾について書面を交わすものとする。

また、事業実施中に希少な野生生物の生息又は生育情報を知ったときは、必要な対策を検討し実施するものとする。

## 第4 管理

森林作業道は、特定の林業者等が利用する森林施業専用の施設であるため、施設管理者はゲートの設置、施錠等により、一般の車両の進入を禁止するなど適正な管理を行うものとする。

間伐や主伐の作業期間のほか、造林や保育等の作業期間においても利用頻度及び車両の走行性を勘案しつつ、定期的な巡視を行うとともに、崩土除去、路肩の強化、横断排水施設の設置、路面整正、枝条散布等による路面の養生等の維持管理を行うものとする。特にマサ土や火山灰土では他の土質と比べて降雨による土砂流出量が多く、横断溝や側溝が埋まりやすいと考えられることから、その機能が維持されるよう早めに状況を確認し、維持管理を行うものとする。

なお、森林作業道の管理主体を明確にするとともに、適切に維持修繕等を行えるよう、観点から、管理主体は森林作業道台帳等を作成するものとする。

(附則)

この指針は平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この指針は令和3年4月26日から施行する。

(附則)

この指針は令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この指針は令和5年4月1日から施行する。

# 高知県造林事業実施基準

高知県造林事業費補助金交付要綱の規定に基づく事業実施の内容は、この実施基準に定めるところによる。

## 1 事業の内容

### (1) 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、低質林等における前生樹の伐倒、除去を行う事業とする。

### (2) 樹下植栽等

優良な育成複層林の造成及び天然更新による森林の育成並びに「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。（以下「面的複層林施業通知」という。）を目的として、地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、不用萌芽又は不用木の除去、不良木の淘汰を行う事業とする。

### (3) 改良

天然性林内の林相を、導入すべき林分を構成する樹種（以下「目標樹種」という。）の高度利用を目的として林相の改良を行い、育成単層林施業又は育成複層林施業を行う事業とする。

### (4) 下刈

育成単層林施業又は育成複層林施業を行う林地において、目標樹種の健全な育成を目的として、支障となる雑草木を刈り払う事業とする。

### (5) 雪起こし

森林経営計画、特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）の対象森林で突発的に発生する気象害（雪害）により、被害を受けた人工林の林木の回復を図ることを目的として、その施行地の造林木の成立本数の30%以上が雪圧倒伏した林分において実施するものとし、下刈りと同一の施行地で行うものに限るものとする。

なお、実施期間は被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。

### (6) 倒木起こし

森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する火災、気象害、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）により、被害を受けた人工林の林木の回復を図ることを目的として、その施行地の造林木の被害率が、30%以上が倒伏した林分において実施するものとし、下刈り又は除伐と同一の施行地で行うものに限るものとする。

なお、実施期間は被害の発生した会計年度及び翌年度内とする。

### (7) 除伐

育成単層林施業又は育成複層林施業を行う林地において、目標樹種の健全な育成を目的として、不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰を行う事業とする。

### (8) 保育間伐

育成単層林施業又は育成複層林施業を行う林地において、目標樹種の適正な密度管理を目的として、不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰を行う事業とする。

### (9) 間伐

育成単層林施業又は育成複層林施業を行う林地において、目標樹種の適正な密度管理を目的として、不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰、搬出集積を行う事業とする。

(10) 更新伐

育成複層林の造成及び育成（面的複層林施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）並びに人工林の広葉樹林化の促進のための適正な更新を目的として不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰、搬出集積（被害木を含む。）を行う事業とする。

(11) 一貫作業

標準伐期齢以上の林分において、林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）の各作業を並行又は連続して行う事業とする。

(12) 特定林地改良

要土壌改良対象地又は森林病虫害等により被害を受けた土地で、森林の機能の早期かつ確実な回復を図るため土壌改良を行う必要のある土地及び林地化を図る耕作放棄地等において人工造林等林地改良事業を行うものとする。

(13) 機能回復整備事業（特定森林造成事業）

ア 花粉発生源植替

花粉発生源となっている林分において、立木の伐倒、搬出集積、地拵え、コンテナ苗の花粉症対策苗木等による植栽を一体的に実施する事業とする。

イ 付帯施設等整備（林木被害防止施設等整備）

花粉発生源植替に付帯する施設として行う鳥獣害防止施設等整備とする。

(14) 付帯施設（鳥獣害防止施設等）

原則、植栽（再造林及び樹下植栽）に付帯する施設として行う事業とする。

ただし、鳥獣害防止ネットについては、生育を目的とする樹種が当該森林又は近隣の森林において鹿の食害等が見受けられ、放置することにより甚大な被害が予想される場合は、下刈り・除伐・間伐等に付帯する施設として実施できるものとする。

(15) 森林作業道（森林作業道とは主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。以下「森林作業道」という。）の開設及び改良

（1）から（13）の事業を行うために必要な森林作業道は、高知県森林作業道作設指針に定めるものとする。

なお、高知県森林作業道作設指針に則る既設の森林作業道で、当該作業道と同一線形や施業対象区域の拡大を伴わない開設など、森林施業の効率性向上に貢献しない森林作業道整備は対象としない。（復旧を除く）

(16) 森林保全再生整備

野生鳥獣による被害を受けた森林において、森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害施設等の整備及び誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等を行う事業とする。

2 補助事業の採択要件

別紙による、事業区分別の内容に適合する場合は、補助事業として採択することができるものとする。

ただし、次の要件に該当する場合はその限りではない。

（1）人工造林について

天然林を伐採して行う人工造林については、森林の持つ多様な機能の維持増進を図ることを目的として、当面の間、補助対象としない。

(2) 下刈について

隔年下刈については、低コスト育林指針に基づき、施業の省力化及び低コスト化を目的として、計画的に実施する場合に限るものとする。

(3) 除伐、保育間伐、間伐について

ア 別紙(6)の4のオのただし書きにより、森林環境保全整備事業の森林環境保全直接支援事業において13齢級以上で実施する間伐については、森林経営計画等を樹立した森林で実施する場合に限るものとする。

(4) 付帯施設（鳥獣害防止施設等）

ア 植栽と同一年度に鳥獣害防護ネットを設置する場合（植栽に付帯の場合）

植栽とセットで森林環境保全整備事業計画等に計画されている場合であって、近隣の森林において鹿等の食害が発生又は食害の被害が予想される場合に実施すること。

イ 植栽の前年度に鳥獣害防護ネットを設置する場合（植栽に付帯の場合）

植栽の補助申請と同時に手続きを行うこと。

また、アの要件に順ずること。

ウ 除伐又は間伐等の付帯施設として設置する場合

森林環境保全整備事業計画等に当該事業種目の付帯施設として計画されている場合であって、近隣の森林において鹿等の食害が発生又は食害の被害が予想される場合に実施すること。

(5) 特定森林再生事業（森林緊急造成）について

人工造林、樹下植栽等、下刈り、除伐、付帯施設等整備、森林作業道整備を補助対象とする。

(6) 森林保全再生整備について

ア 野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林については、原則として「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

イ 野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

ウ 野生鳥獣の捕獲・処分にあっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、野生鳥獣に関する知見を有したうえで着手すること。

3 その他

(1) 特定機能回復事業（被害森林整備）における森林保全再生整備

ア 事業費の積算

補助対象とする事業費の算出は実行経費をもって行うものとし、その構成・内容等は「森林保全再生整備における実行経費の算出について」（平成26年3月31日付け25林整整第1352号整備課長通知）に基づき算出すること。

イ 補助金の交付申請

補助金の交付申請を行うときは、実行経費を算出した計算書を添付して行う。

ウ 竣工検査

現地において補助金交付申請者から提出された実行経費の計算書を基に、当該事業の査定を行い竣工検査調書を作成する。

(2) 森林空間総合整備事業における森林整備事業

ア 事業費の積算

補助対象とする事業費の算出は実行経費をもって行うものとし、その構成・内容等は森林環境保全整備事業実施要領の運用第16を準用すること。

イ 補助金の交付申請

補助金の交付申請を行うときは、出来高設計書を添付して行う。

ウ 竣工検査

現地において補助金交付申請者から提出された出来高設計を基に、当該事業の査定を行い竣工検査調書を作成する。

(附則)

この実施基準は、平成21年6月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成24年7月13日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成25年6月20日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成26年8月19日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成27年8月19日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

この実施基準は、平成30年7月3日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

この実施基準は、令和元年7月22日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

この実施基準は、令和2年7月31日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

この実施基準は、令和3年7月1日から施行する。ただし、国の令和2年度事業については、従前の例によるものとする。

この実施基準は、令和4年7月19日から施行する。ただし、国の令和3年度事業については、従前の例によるものとする。

この実施基準は、令和5年7月31日から施行する。ただし、国の令和4年度事業については、従前の例によるものとする。

この実施基準は、令和6年6月13日から施行する。ただし、国の令和5年度事業については、従前の例によるものとする。

(別 紙)

## (1) 人工造林・樹下植栽等 実施基準

### 1 事業内容

- ① 樹下植栽及びコンテナ苗による人工造林の植栽本数は、1 ha当たり501本以上であることとする。
- ② 人工造林又は樹下植栽等における地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
- ③ 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
  - ア 立木の蓄積が1 ha当たりおおむね30m<sup>3</sup>以上80m<sup>3</sup>以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1 ha当たりおおむね100束以上の竹林）において行うものであること。ただし、保全松林緊急保護整備の特殊地拵えについては、この限りではない。
  - イ 立木の蓄積が1 ha当たりおおむね30m<sup>3</sup>以上の気象害等による被害森林において行うもの又は知事が定める松くい虫被害対策事業推進計画に基づいて行うものであること。
- ④ 特殊地拵えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。
- ⑤ 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の場合は、当該主林木のおおむね20%の範囲内とする。
- ⑥ 被害森林整備における人工造林の実施期間は、被害の発生した会計年度及びこれに続く4箇年以内とする。
- ⑦ 特殊地拵えには搬出集積を含むものとする。

### 2 事業区分

#### ① 地拵え

「地拵え有り」及び「地拵え無し」の2区分とする。

全木集材を行った皆伐跡地や複層林施業などで、植栽地点を中心に60cm四方の地被表物の除去を行った程度の整理に関しては地拵え無しを適用する。

#### ② 植栽本数

下記のとおりとする。ただし、令和6年度第1－四半期（後期）で補助金の交付申請を行う事業については、従前の植栽本数を適用する。

ア 501本

1 ha当たり 501本以上1,000本以下を植栽する施業

イ 1001本

1 ha当たり1,001本以上1,500本以下を植栽する施業

ウ 1501本

1 ha当たり1,501本以上1,750本以下を植栽する施業

エ 1751本

1 ha当たり1,751本以上2,000本以下を植栽する施業

オ 2001本

1 ha当たり2,001本以上2,250本以下を植栽する施業

カ 2251本

1 ha当たり2,251本以上2,500本以下を植栽する施業

キ 2501本

1 ha当たり2,501本以上2,750本以下を植栽する施業

ク 2751本

1 ha当たり2,751本以上を植栽する施業

### 3 対象林齢

樹下植栽においては、上層木が3齢級以上の林分とする。

ただし、面的複層林施業の対象森林にあっては、上層木が10齢級以上の人工林とする。

## (2) 改良実施基準

### 1 事業内容

#### ① 支障物除去

種子の落下と稚樹の生長を促進するため、原則として雑草木を全刈りし落葉、落枝を除去する。

#### ② 地表かき起こし

種子の侵入を容易にし稚樹の発生を促進するため、直径50cm以上を耕耘して地表を露出させる。

なお、1 ha当たりの地表をかき起こし数は、2,000個以上とする。

#### ③ 不良木の淘汰

目標樹種の生長を促進させるため、目標樹種以外の木竹類を伐倒し、取除くものとする。

なお、目標樹種であっても立木密度が高く抜き伐りを要する場合は、適宜切り除いてよいものとする。

また、不良木の淘汰により、成立本数が少なくなり森林として成林する見込みがなくなった箇所に対しては、苗木の植栽を行うことができるものとし、苗木の植栽本数は、1 ha当たり2,000本未満とする。

#### ④ 不用萌芽の除去

株立の本数は、1 株に3本を標準とするが、伐り株の密度によって適宜加減するものとし、生長見込みのある伸びのよいものを残し、他は切り除くものとする。

### 2 事業区分

#### ① 改良A

目標樹種の混交する割合が本数率でおおむね30%以上70%未満の林分において行う施業

#### ② 改良B

目標樹種の混交する割合が本数率でおおむね70%以上の林分において行う施業

## (3) 下刈実施基準

### 1 事業内容

原則として全刈とするが、風衝地又は寒冷地等で造林木等の枯損のおそれのある箇所については、筋刈とすることができる。

#### ① 全刈

ア 施行地内にある造林木等（目標樹種）以外の雑草及び木竹類を、刈払うものとする。

イ 造林木等に巻きついているつる類は、これを切り離し、造林木等の成育に支障のない箇所に取除くものとする。

#### ② 筋刈

ア 造林木等の両側おおむね60cm以内にある造林木等以外の雑草及び木竹類を、刈払うものとする。

イ 造林木等に巻きついているつる類は、これを切り離し、列間に低く片付けておくものとする。

なお、この場合、雑草及び木竹類の繁茂が著しくて、刈払物を列間に置いては造林木等の成育を阻害するおそれのある場合は、その成育に支障のない箇所に取除くものとする。

### 2 事業区分

#### ① 下刈（全刈り・1回刈りとする。）

育成単層林施業において、10年生以下の林分で行う施業とし、毎年刈り及び隔年刈りの適用は、原則として次の基準に準じて行うものとする。

| 種別 \ 林齢  | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|----------|---|---|---|---|---|
| 毎年刈り     | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 隔年刈り（例1） | ○ | ○ | ○ | × | ● |
| 隔年刈り（例2） | × | ● | × | ● | × |
| 隔年刈り（例3） | × | ● | ○ | ○ | ○ |
| 隔年刈り（例4） | ○ | × | ● | × | ● |

注1）×は未実施、○は毎年、●は隔年を適用

注2）4回目以降に実施する場合は、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料の整備を要する

### 3 対象林齢

下刈りの対象林齢は、原則、5年生までとする。

ただし、生育不良箇所については10年生まで補助対象と出来るものとし、次のいずれかに該当すること。

① 植林木の梢が草木類より低く被圧された状況であること。

② つる類の繁茂が激しく、植栽木又は目標樹種の健全な育成が困難な状況であること。

## (4) 雪起こし実施基準

### 1 事業内容

当該林分の樹高並びに被害の程度によって次の基準に準拠して、3段階の作業を行う。

| 3 年 生 ～ 25 年 生         |
|------------------------|
| (1) 原則として人力による起こしであること |
| (2) 縄、テープ等により固定されること。  |
| (3) 根踏みが実施されること。       |

### 2 事業区分

#### ① 雪起こし

3年生から25年生林分において行う施業

## (5) 倒木起こし実施基準

### 1 事業内容

当該林分の樹高並びに被害の程度によって次の基準に準拠して、3段階の作業を行う。

| 3 年 生 ～ 5 年 生          | 6 年 生 ～ 25 年 生           |
|------------------------|--------------------------|
| (1) 原則として人力による起こしであること | (1) 原則として機械器具による起こしであること |
| (2) 縄、テープ等により固定されること。  | (2) 縄、テープ等により固定されること。    |
| (3) 根踏みが実施されること。       | (3) 根踏みが実施されること。         |

### 2 事業区分

#### ① 倒木起こしA

3年生から5年生林分において行う施業

#### ② 倒木起こしB

6年生から25年生までの林分において行う施業

## (6) 除伐・保育間伐・間伐実施基準

### 1 事業内容

目標樹種の健全な生育に支障とならない公益的機能の維持増進及び人工林における育成複層林の造成に有益な樹種及び下層植生等については保存するよう配慮すること。

また、間伐木の選木に当たっては、雄花着花量の多い木にも留意して選木を行うこと。

### 2 事業区分

#### ア 除伐

造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不用木の除去を主体として、刈払機により、不用木又は不良木を淘汰する施業。

#### イ 保育間伐A

造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不良木の伐採を主体として、チェーンソーにより不用木及び不良木を、立木本数のおおむね30%以上伐採する施業。

#### ウ 保育間伐B

造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不良木の伐採を主体として、チェーンソーにより不用木及び不良木を、立木本数のおおむね30%以上伐採する施業。

#### エ 保育間伐C

森林経営計画等の対象林分で、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において、不良木の伐採を主体として、チェーンソーにより不用木及び不良木を、立木本数のおおむね30%以上伐採する施業。

#### オ 間伐

造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不良木の伐採を主体として不用木及び不良木を、立木本数のおおむね30%以上伐採するとともに、施業地外へ搬出集積する施業で搬出材積に応じて下記のとおり区分する。

##### (ア) 間伐1

搬出材積が1ha当たり10m<sup>3</sup>未満であるもの。

##### (イ) 間伐2

搬出材積が1ha当たり10m<sup>3</sup>以上20m<sup>3</sup>未満であるもの。

##### (ウ) 間伐3

搬出材積が1ha当たり20m<sup>3</sup>以上30m<sup>3</sup>未満であるもの。

##### (エ) 間伐4

搬出材積が1ha当たり30m<sup>3</sup>以上40m<sup>3</sup>未満であるもの。

##### (オ) 間伐5

搬出材積が1ha当たり40m<sup>3</sup>以上50m<sup>3</sup>未満であるもの。

##### (カ) 間伐6

搬出材積が1ha当たり50m<sup>3</sup>以上60m<sup>3</sup>未満であるもの。

##### (キ) 間伐7

搬出材積が1ha当たり60m<sup>3</sup>以上70m<sup>3</sup>未満であるもの。

##### (ク) 間伐8

搬出材積が1ha当たり70m<sup>3</sup>以上80m<sup>3</sup>未満であるもの。

(ケ) 間伐 9

搬出材積が 1 ha 当たり 80m<sup>3</sup>以上であるもの。

3 事業の実施方法

- ① 上記 2 の「おおむね」の範囲は、規定された数値の 2 割以内とする。
- ② 保育間伐及び間伐は、事業地内をまんべんなく実施するものとするが、林縁、風衝地など風害の恐れがある区域や適正な成立本数を確保する必要がある場合は、所定の伐採率をおおむねの範囲で低減できる。
- ③ 掛かり木は除去するなど適切な処理をしておくこと。また、伐倒作業は労働安全衛生規則を守ること。
- ④ 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒しないこと。
- ⑤ 列状間伐における伐採列数は、原則として 1 列とし、残存列を 1 列から 4 列までとする。間伐率は、伐倒列と残存列を合わせたものとする。
- ⑥ 選木は、伐倒する立木が判別できるようマーキングする選木作業を伐倒とは別途に行うものとし、伐倒と同時に行う場合は対象外とする。

4 対象林齢

ア 除伐は、原則として下刈りが終了した 11 年生から 20 年生までの林分において行う施業とする。

ただし、下刈り以降手入れを殆ど実施していない森林において、不用木が主林木のおおむね 30% を超える林分については 25 年生の林分まで対象とする。

イ 保育間伐 A は、原則として下刈りが終了した 11 年生から 35 年生までの林分において行う施業とする。

ウ 保育間伐 B は、36 年生から 60 年生までの林分において行う施業とする。

エ 保育間伐 C は、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分において行う施業であり、下刈りが終了した 11 年生から 60 年生までの林分において行う施業とする。

オ 間伐 1 から 9 は、11 年生から 60 年生までの林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分において行う施業とする。

ただし、民有林収穫表における残存本数（3 等地）を、おおむね 5 割上回る森林（別添 1）についてはこの限りではない。

## (7) 更新伐実施基準

### 1 事業内容

- (1) 更新伐で行う人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）では、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

ただし、実施区域に、笹類やシダ類などが繁茂（部分的な進入は除く）しておらず、補助事業の完了年度から起算して5年以内に高木となる樹種の進入が見込める箇所において実施すること。

#### ※天然更新基準

ア 高木と成り得る稚樹の平均樹高がおおむね60cm以上（市町村森林整備計画で定める基準の2倍程度）であること。

イ 中木を含むha当たりの成立本数は3,000本以上、かつ、出現率が70%以上であること。ただし、成立本数に占める高木の割合が50%以上又は1,500本以上含まれていること。

ウ 高木となり得る樹種とは次の樹種とする。

（針葉樹）

スギ、ヒノキ、マツ(赤、黒)、モミ、ツガ、イチイ、カヤ、その他高木になりうる樹種

（広葉樹）

カシ類、ナラ類、カエデ類、スタジイ、ケヤキ、ブナ、ハウノキ、カツラ、タブノキ、クスノキ、トチノキ、サクラ類、クリ、リョウブ、その他高木になりうる樹種

- (2) 森林経営計画に基づいて行う更新伐とは、当該計画において主伐として計画されているものに限る。

- (3) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、面的複層林施業通知に定める方法により伐採を行うものとする。

### 2 事業区分

#### ① 更新伐

育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進を主体として不用木及び不良木を、立木本数のおおむね30%以上伐採するとともに、施業地外へ搬出集積する施業で搬出材積に応じて下記のとおり区分する。

##### (ア) 更新伐 1

搬出材積が1ha当たり10m<sup>3</sup>未満であるもの。

##### (イ) 更新伐 2

搬出材積が1ha当たり10m<sup>3</sup>以上20m<sup>3</sup>未満であるもの。

##### (ウ) 更新伐 3

搬出材積が1ha当たり20m<sup>3</sup>以上30m<sup>3</sup>未満であるもの。

##### (エ) 更新伐 4

搬出材積が1ha当たり30m<sup>3</sup>以上40m<sup>3</sup>未満であるもの。

##### (オ) 更新伐 5

搬出材積が1ha当たり40m<sup>3</sup>以上50m<sup>3</sup>未満であるもの。

(カ) 更新伐 6

搬出材積が 1 ha 当たり 50m<sup>3</sup>以上60m<sup>3</sup>未満であるもの。

(キ) 更新伐 7

搬出材積が 1 ha 当たり 60m<sup>3</sup>以上70m<sup>3</sup>未満であるもの。

(ク) 更新伐 8

搬出材積が 1 ha 当たり 70m<sup>3</sup>以上80m<sup>3</sup>未満であるもの。

(ケ) 更新伐 9

搬出材積が 1 ha 当たり 80m<sup>3</sup>以上であるもの。

### 3 事業の実施方法

- ① 上記 2 の「おおむね」の範囲は、規定された数値の 2 割以内とする。
- ② 更新伐は、事業地内をまんべんなく実施するものとするが、林縁、風衝地など風害の恐れがある区域や適正な成立本数を確保する必要がある場合は、所定の伐採率をおおむねの範囲で低減できる。
- ③ 掛かり木は除去するなど適切な処理をしておくこと。また、伐倒作業は労働安全衛生規則を守ること。
- ④ 谷川、道、隣接地（他の所有者が所有する山林や山林以外の土地などで、他の所有者の承諾を得ている場合を除く。）に伐倒しないこと。

### 4 面的複層林施業の実施に当たっての留意事項

- ① 更新伐実施年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に、確実な更新に必要な措置を講じることとし、その方法については、現地の状況等に応じて、天然更新補助作業又は広葉樹や針葉樹の植栽による。
- ② 森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、施業実施年度から起算して最低 15 年間は森林環境保全整備事業計画に定める当該森林が維持すべき立木材積を下回ることとなる伐採は行わないこと。
- ③ 更新伐を実施した森林については、面的複層林を確実に造成するため、更新伐の実施後、伐区における更新の完了が確認された年度の翌年度の初日から起算して 10 年経過しなければ、隣接区域において更新伐を行わないこと。

### 5 対象林齢

更新伐の対象林齢は、18 齢級以下又は標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は 10 齢級以上の場合に限る。）において行う施業とする。

## (8) 一貫作業

### 1 事業内容

一貫作業は林相転換を目的とし、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、伐倒、搬出集積から植栽までの各作業を並行又は連続して行う。

- ① 地拵えは機械地拵え（グラップル）を適用するものとし、全木集材（皆伐）の直後に行うものとする。
- ② 植栽については、1 ha当たり2,000本以下を基本とする。ただし、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合には、1 ha当たり2,000本以上の植栽を可能とする。
- ③ 樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官）に定められる花粉の少ない品種及び知事が花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。
- ④ 前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。

### 2 事業区分

#### ① 伐倒、搬出集積

立木の伐採及び施業地外へ搬出集積する施業で、搬出集積は車両系又は架線系を適用する。

#### ② 地拵え

機械地拵え（グラップル）を適用する。

#### ③ 植栽本数

ア 501本

1 ha当たり 501本以上1,000本以下を植栽する施業

イ 1001本

1 ha当たり1,001本以上1,500本以下を植栽する施業

ウ 1501本

1 ha当たり1,501本以上1,750本以下を植栽する施業

エ 1751本

1 ha当たり1,751本以上2,000本以下を植栽する施業

オ 2001本

1 ha当たり2,001本以上2,250本以下を植栽する施業

カ 2251本

1 ha当たり2,251本以上2,500本以下を植栽する施業

キ 2501本

1 ha当たり2,501本以上2,750本以下を植栽する施業

ク 2751本

1 ha当たり2,751本以上を植栽する施業

### 3 対象林齢

標準伐期齢以上の林分であること。

### 4 その他(採択要件等)

当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。

## (9) 特定林地改良実施基準

### 1 事業の実施方法

- ① 特定林地改良は、事業対象地の土壌母材の種類及び土壌の肥沃度により類別及び級別に区分し、これらの組合せにより施業方法を定めるものとする。

ただし、耕作放棄地等を事業対象とする場合には、当該地域の標準的な施行方法により実施することができる。
- ② 類別区分、級別区分及び施行基準は、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）を参照し、決定すること。
- ③ 裸地については、アルファルファ、ラジノクローバー、ハギ等の草類を播種すること。また、植栽木の周辺にもできるだけ播種すること。
- ④ 草類を播種する土地及びその他酸性の強い土地については、地拵えの際、石炭を1㎡当たり約60グラム使用すること。
- ⑤ ②で定める施行基準において、A級及びB級については、植穴ごとに約120グラム埋わら等により有機物を補給すること。
- ⑥ 植栽樹種は、通常の造林樹種とし、植栽本数は1ha当たり3,500本程度とする。
- ⑦ 土壌改良木の植栽については、今後引続き生長見込みのある広葉樹等が前生樹として生立している場合は、その本数だけ土壌改良木の新植に代えて当該前生樹（以下「有用前生樹」という。）を活用することができる。この取扱いは、有用前生樹がまとまって生立しているおおむね100㎡以上の箇所についてその区画を明らかにして行う。

また、有用前生樹の生長促進を図るため、必要に応じて耕うん、施肥、整枝等を行う。
- ⑧ 低劣な立地条件を補うため必要と認められる場合には、敷わら、客土、排水溝、防風柵、防火樹帯等を設けることができる。ただし、これらの作業に伴う標準経費は事業本体の標準経費の50%の範囲内とする。

## ( 1 0 ) 花粉発生源植替実施基準

### 1 事業の実施方法

- ① 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限る。
- ② 当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね70%以上を伐倒すること。
- ③ 植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木を使用するものとする。
- ④ 当該施業を、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生する恐れがある林分で実施する場合には、1の(13)のイにより植栽木の保護に努めること。
- ⑤ 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）の別紙2の2の花粉症対策苗木及び当該施業実施箇所の都道府県知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。
- ⑥ 植栽の実施基準は別紙（1）人工造林・樹下植栽等 実施基準の1事業内容によるものとする。

(別添 1)

13齡級以上の間伐実施に伴う採択要件

○ 民有林収穫表 3等地

①スギ

| 林齢<br>(年) | 齡級 | 残存本数<br>(本/ha) | 採択要件<br>本数<br>(本/ha) |
|-----------|----|----------------|----------------------|
| 61        | 13 | 800            | 1,200                |
| 62        |    |                |                      |
| 63        |    |                |                      |
| 64        |    |                |                      |
| 65        |    |                |                      |
| 66        | 14 | 755            | 1,140                |
| 67        |    |                |                      |
| 68        |    |                |                      |
| 69        |    |                |                      |
| 70        |    |                |                      |
| 71        | 15 | 710            | 1,070                |
| 72        |    |                |                      |
| 73        |    |                |                      |
| 74        |    |                |                      |
| 75        |    |                |                      |
| 76        | 16 | 675            | 1,020                |
| 77        |    |                |                      |
| 78        |    |                |                      |
| 79        |    |                |                      |
| 80        |    |                |                      |
| 81        | 17 | 640            | 960                  |
| 82        |    |                |                      |
| 83        |    |                |                      |
| 84        |    |                |                      |
| 85        |    |                |                      |
| 86        | 18 | 615            | 930                  |
| 87        |    |                |                      |
| 88        |    |                |                      |
| 89        |    |                |                      |
| 90        |    |                |                      |
| 91        | 19 | 585            | 880                  |
| 92        |    |                |                      |
| 93        |    |                |                      |
| 94        |    |                |                      |
| 95        |    |                |                      |
| 96        | 20 | 565            | 850                  |
| 97        |    |                |                      |
| 98        |    |                |                      |
| 99        |    |                |                      |
| 100       |    |                |                      |

②ヒノキ

| 林齢<br>(年) | 齡級 | 残存本数<br>(本/ha) | 採択要件<br>本数<br>(本/ha) |
|-----------|----|----------------|----------------------|
| 61        | 13 | 775            | 1,170                |
| 62        |    |                |                      |
| 63        |    |                |                      |
| 64        |    |                |                      |
| 65        |    |                |                      |
| 66        | 14 | 715            | 1,080                |
| 67        |    |                |                      |
| 68        |    |                |                      |
| 69        |    |                |                      |
| 70        |    |                |                      |
| 71        | 15 | 665            | 1,000                |
| 72        |    |                |                      |
| 73        |    |                |                      |
| 74        |    |                |                      |
| 75        |    |                |                      |
| 76        | 16 | 615            | 930                  |
| 77        |    |                |                      |
| 78        |    |                |                      |
| 79        |    |                |                      |
| 80        |    |                |                      |
| 81        | 17 | 580            | 870                  |
| 82        |    |                |                      |
| 83        |    |                |                      |
| 84        |    |                |                      |
| 85        |    |                |                      |
| 86        | 18 | 550            | 830                  |
| 87        |    |                |                      |
| 88        |    |                |                      |
| 89        |    |                |                      |
| 90        |    |                |                      |
| 91        | 19 | 525            | 790                  |
| 92        |    |                |                      |
| 93        |    |                |                      |
| 94        |    |                |                      |
| 95        |    |                |                      |
| 96        | 20 | 500            | 750                  |
| 97        |    |                |                      |
| 98        |    |                |                      |
| 99        |    |                |                      |
| 100       |    |                |                      |

③スギ・ヒノキ混植

| 林齢<br>(年) | 齡級 | 残存本数<br>(本/ha) | 採択要件<br>本数<br>(本/ha) |
|-----------|----|----------------|----------------------|
| 61        | 13 | 788            | 1,190                |
| 62        |    |                |                      |
| 63        |    |                |                      |
| 64        |    |                |                      |
| 65        |    |                |                      |
| 66        | 14 | 735            | 1,110                |
| 67        |    |                |                      |
| 68        |    |                |                      |
| 69        |    |                |                      |
| 70        |    |                |                      |
| 71        | 15 | 688            | 1,040                |
| 72        |    |                |                      |
| 73        |    |                |                      |
| 74        |    |                |                      |
| 75        |    |                |                      |
| 76        | 16 | 645            | 970                  |
| 77        |    |                |                      |
| 78        |    |                |                      |
| 79        |    |                |                      |
| 80        |    |                |                      |
| 81        | 17 | 610            | 920                  |
| 82        |    |                |                      |
| 83        |    |                |                      |
| 84        |    |                |                      |
| 85        |    |                |                      |
| 86        | 18 | 583            | 880                  |
| 87        |    |                |                      |
| 88        |    |                |                      |
| 89        |    |                |                      |
| 90        |    |                |                      |
| 91        | 19 | 555            | 840                  |
| 92        |    |                |                      |
| 93        |    |                |                      |
| 94        |    |                |                      |
| 95        |    |                |                      |
| 96        | 20 | 533            | 800                  |
| 97        |    |                |                      |
| 98        |    |                |                      |
| 99        |    |                |                      |
| 100       |    |                |                      |

# 高知県グリーン購入基本方針

## 1 目 的

- (1) グリーン購入を推進することによって、県の業務活動から生じる環境負荷を低減する。
- (2) 県がグリーン購入を積極的に推進することによって、県民、事業者等におけるグリーン購入を喚起し、環境物品等への需要の転換を促進する。

## 2 定 義

- (1) グリーン購入 : 製品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に、価格、品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択することをいう。
- (2) 環境物品等 : グリーン購入法第2条各号に規定する環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品、サービス（役務）等
- (3) 重点調達品目 : 県が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等の種類
- (4) 判断基準 : 重点調達品目について、調達するための基準を定めたもの
- (5) 適合環境物品等 : 判断基準に適合する環境物品等

※1 「重点調達品目」は、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達品目」に相当するもの  
※2 「適合環境物品等」は、法第6条第2項第2号に規定する「特定調達物品等」に該当するもの

## 3 適用範囲

この基本方針の適用範囲は、高知県庁環境マネジメントシステム実施要綱第4条に規定する組織とする。

※ 第4条に規定する組織・・・本庁の各課室、出先機関、指定管理施設等

## 4 補助事業への適用

- (1) 県の補助事業において事業主体が物品等を調達する場合及び委託事業において受託事業者が物品等を調達する場合についても、この基本方針に沿ったグリーン購入を求めていくものとする。
- (2) (1)の実効を期すため、事業等を担当する本庁各課室、出先機関及び指定管理施設等は、補助金交付要綱及び委託契約書の中にグリーン購入について規定するものとする。

※1 補助事業及び委託事業の規定は、努力規定とする。  
※2 補助事業及び委託事業については、当面目標等は設定しない。

## 5 基本原則

- (1) 物品等の調達総量をできるだけ削減する。特に、グリーン購入を推進することによって物品等の調達量が増加しないようにする。
- (2) 業務に使用する上で必要のない機能、品質及び利便性を有する物品等を調達しないようにする。
- (3) 環境物品等の調達に当たっては、できる限り物品等のライフサイクル（資源採取から廃棄に至る）全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- (4) 環境物品等の機能・効果が生かせるよう長期使用や分別廃棄などを徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。
- (5) 本庁各課室、出先機関及び指定管理施設等が保管する在庫品の圧縮と適正管理を徹底する。

## 6 対象範囲

(1) グリーン購入に重点的に取り組む分野は次に定めるとおりとする。

- ア 紙類
- イ 文具類
- ウ 事務用備品
- エ 画像機器等
- オ 電子計算機等
- カ オフィス機器等
- キ 移動電話等
- ク 家電製品
- ケ エアコンディショナー等
- コ 温水器等
- サ 照明
- シ 自動車等
- ス 消火器
- セ 制服・作業服・作業用手袋
- ソ インテリア・寝装寝具
- タ その他繊維製品
- チ 設備
- ツ 災害備蓄用品
- テ 公共工事
- ト 役務（サービス）
- ナ ごみ袋等
- ニ 農産物
- ヌ その他

(2) 県が事業主体となる施設整備事業等において(1)のうち関連するものを調達する場合も対象とする。

## 7 重点調達品目の選定

(1) 重点調達品目は、次のものを選定する。

- ア 環境物品等の調達が容易であり、かつ、価格面においても著しく割高とならないもの。
- イ ア以外で、環境への負荷を削減するうえで特に調達すべきもの。

(2) 重点調達品目は、庁議等において毎年度選定する。

※ 具体的な「重点調達品目」の内容は実施計画で定める。

## 8 判断の基準と配慮事項

- (1) 調達手続の透明性や公平性を確保するため、重点調達品目に該当する物品等について、優先的に選択するための判断基準を定める。
- (2) (1)の判断の基準とはしないが、環境物品等を調達するに当たって、さらに配慮することが望ましい事項(以下「配慮事項」という。)も併せて定める。

※1 具体的な判断の基準及び配慮事項は実施計画で定める。

※2 重点調達品目が国と同じ場合は、国の基準を準用する。県独自の品目について規定する。

## 9 調達目標の設定

調達目標は、重点調達品目を対象とし、庁議等において毎年度定める。

※ 具体的な目標値等及び目標の立て方は実施計画で定める。

## 1 0 グリーン購入実施計画

- (1) この基本方針に基づき、毎年度、グリーン購入実施計画（以下「実施計画」という。）を作成する。
- (2) 実施計画には、次の事項を定める。
  - ・ 調達目標
  - ・ 重点調達品目
  - ・ 判断基準及び配慮事項
  - ・ その他当該年度のグリーン購入の推進に必要な事項

## 1 1 物品調達の原則

- (1) 重点調達品目に選定されている物品等を調達しようとするときは、判断基準を満たす環境物品等の中から調達する。
- (2) 重点調達品目の調達に当たって、基準を満たす環境物品が調達できないときは、第三者機関の認定する環境ラベル製品若しくはこれと同等のもの若しくはカーボン・オフセット認証ラベル又はカーボンフットプリントマークを参考とするなど、環境負荷の低減に資する物品等を調達する。
- (3) 重点調達品目に選定されていない品目についても、できる限り環境物品等を調達する。この場合、第三者機関の認定する環境ラベル製品若しくはこれと同等のもの若しくはカーボン・オフセット認証ラベル又はカーボンフットプリントマークを参考とするなど、環境負荷の低減に資する物品等を優先して調達するものとする。
- (4) 重点調達品目以外の環境物品等を調達しようとする場合に、経費が著しく割高となるときは、環境物品等でないものを購入することができる。

※ 「著しく割高」となる場合の目安を実施計画で示す。

## 1 2 情報の提供

- (1) 事務局は、グリーン購入を推進するうえで必要な情報を本庁の各課室、出先機関及び指定管理施設等に提供するものとする。
- (2) 補助事業者、受託事業者に対する情報の提供は、事務局が県のホームページ等を通じて提供する。

## 1 3 推進体制

「高知県庁環境マネジメントシステム実施要綱」に基づいて推進する。

## 1 4 その他

- (1) グリーン購入の推進に関する事務は、高知県庁環境マネジメントシステムの進捗管理に関する庶務を担当する課（環境計画推進課）において処理する。
- (2) 基本方針は、平成13年4月1日から施行する。ただし、7～10については、平成13年7月1日から施行する。

平成14年3月26日一部改正（6対象範囲）。

平成15年3月24日一部改正（6対象範囲）。

平成16年3月23日一部改正（6対象範囲）。

平成17年3月23日一部改正（6対象範囲）。

平成20年3月27日一部改正（3適用範囲、6対象範囲、12実績の取りまとめ、15推進体制）。

平成21年3月26日一部改正（6対象範囲、7重点調達品目の選定、9調達目標の設定、12実績のとりまとめ）。

平成22年3月25日一部改正（11物品調達の原則、16その他）。

平成23年3月24日一部改正（3適用範囲 4 補助事業への適用 5 基本原則、12実績のとりまとめ、14情報の提供、16その他）。

平成25年3月28日一部改正（6対象範囲）。

平成27年3月26日一部改正（6対象範囲）。

平成28年3月24日一部改正（12実績のとりまとめ）。

令和2年3月26日一部改正（6対象範囲）。

令和3年3月28日一部改正（16その他）。

令和4年3月28日一部改正（12実績のとりまとめ、13実績の公表を削除）。